

## 和歌山市営墓地に関する広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山市営墓地（以下「墓地」という。）に関する通知文等における広告等の掲載に関し和歌山市広告の掲載等に関する要綱（平成18年10月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する対象となる媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 墓地の使用権者に対して送付する一斉清掃の通知文
- (2) 墓地の使用権を新たに受けた者に対して送付する書類を封入する封筒

(広告の規格等)

第3条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げる媒体に掲載する広告
  - ア 掲載位置 通知文の裏面
  - イ 枠数 4枠
  - ウ 規格 1枠につき、縦110ミリメートル以内、横90ミリメートル以内
  - エ 広告の色 1色刷（市長が指定する色）
- (2) 前条第2号に掲げる媒体に掲載する広告
  - ア 掲載位置 封筒の裏面
  - イ 枠数 4枠
  - ウ 規格 1枠につき、縦120ミリメートル以内、横100ミリメートル以内
  - エ 広告の色 1色刷（市長が指定する色）

2 広告には、広告主の名称及び連絡先を記載し、広告の右上部に、縦5ミリメートル、横10ミリメートル程度で「広告」と表示しなければならない。

(公募による募集)

第4条 広告の募集は、公募の方法により行うものとする。

2 前項の公募の周知は、市の広報紙への掲載その他適当な方法により行うものとする。

3 広告の募集に当たっては、対象媒体、掲載期間、配布予定部数、規格、募集枠数、掲載料の最低募集価格、申込方法、広告主の決定方法その他必要な事項を公表するものとする。

(広告掲載料の最低募集価格)

第5条 市長は、広告掲載料の最低募集価格を設けるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 要綱第5条第2項の規定による申込みをしようとする者は、和歌山市が発行する完納証明書を出し、市長に提出しなければならない。ただし、申込みをしようとする者が和歌山市に納税義務を有しない等やむを得ない理由により完納証明書を提出することができないときは、和歌山市税の納付状況調査承諾書を提出することにより完納証明書の提出に代えることができる。

(広告の決定等)

第7条 市長は、要綱第6条第1項に規定する適当と認められた広告に係る申込みをした者で最低募集価格以上の金額の申込みをしたもののうち、申込金額の高い申込者から順次広告の募集枠数に達するまでの申込者を最高価申込者として決定するものとする。この場合において、最高価申込者となるべき最後の順位の申込者が2人以上あるときは、くじにより決定するものと

する。

- 2 前項の規定により最高価申込者として決定された者以外の者（最低募集価格以上の金額の申込みをした者に限る。）で申込金額の最も高い申込者を次順位申込者として決定する。この場合において、次順位申込者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- 3 市長は、最高価申込者を広告を掲載する者として決定する。
- 4 最高価申込者が広告の掲載を辞退したときは、市長は、次順位申込者を広告を掲載する者として決定することができる。不正行為その他の事由により、最高価申込者について前項に規定する決定を取り消したときも、同様とする。
- 5 第1項後段及び第2項後段の場合において、くじを実施する日時及び場所は、くじを引くべき者に通知する。
- 6 くじに参加しなかった者及び遅刻した者は、棄権したものとみなし、くじの結果について異議を申し立てることはできないものとする。
- 7 第1項から第4項までに規定する決定を受けた者は、当該決定に関する自己の権利を他人に譲ることはできないものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に存する要綱第6条の規定により決定された広告は、この要領の規定による広告とみなす。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。